

11月9日(金)～15日(木)

秋の火災予防運動を実施します!!

火災予防運動中の主な行事

- 幼年消防クラブ員による法被通園及び防火パレード
- 消防演習の実施
- 高齢者宅の住宅防火診断の実施
- 防火防災教室の実施（各地区、事業所、保育園）

防火防災教室の実施希望団体は、各消防署にお問い合わせください。

平成30年度全国統一防火標語

【忘れてない？ サーフにスマホに 火の確認】



山梨市・甲州市で枯れ草火災が全体の約7割!!

剪定枝の焼却火による枯れ草火災が増えています。
剪定枝を焼却する際は、次のことに注意しましょう！

- 1 火を監視する人を必ず置き、離れるときは、完全に火を消す。
- 2 消火に必要なものを必ず準備する。水バケツなど…
- 3 風の強い日や空気の乾燥している時は燃やすのをやめる。
- 4 周囲に燃えやすいものを置かない。
- 5 剪定枝を焼却する場合には、各消防署に連絡する。

※「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、生活ゴミの焼却は禁止されています。しかし、生活ゴミの焼却による火災が多発しています！生活ゴミの焼却はやめましょう！

「表示マーク」って知っていますか？



【表示マーク】

宿泊施設からの申請に基づいて、消防署が審査した結果、防火安全基準に適合していると認められた宿泊施設に対し、「表示マーク」を交付します。宿泊施設が「表示マーク」を掲示することにより、建物の安全・安心に関する情報を利用者に伝えるマークです。

☆東山梨消防本部管内で「表示マーク」を交付しているホテル・旅館は東山梨消防本部のホームページに掲載されていますのでご確認下さい☆